

【51】決壊と欠壊

洪水で堤防が破壊流失し、河川の流水が堤内地へはんらんすることを一般的に“堤防が切れる”といいます。法律など改まった重々しい用語では、「堤防の決壊(けっかい)」とか「破堤(はてい)」と表されます。

「破堤」とは文字通りの意味ですが、「決壊」については少々解説が必要です。

「決壊」は、もともとは「決潰」と書かれたもので、「決」も「潰」もそれぞれの字が堤防が切れることの意味を持っています。また、「潰」にはつぶれるの意味があるので、「決潰」は土でできた堤防の表現に似つかわしいものでした。

「潰」が常用漢字に入らなかったで、同音の「壊」で代用されましたが、「壊」は“こわれる”の意味なので、「決壊」は「決潰」より壊れる、破壊されるイメージが強くなりました。そのため、「決壊」は堤防に限らず他の構造物や施設に対しても用いられるようになり、例えば水防法には、“堤防その他の施設が決壊したとき……”という表現があります。

ところで「決壊」と似た用語に「欠壊(けっかい)」があります。古くは「缺潰」と記されたのですが、2文字とも常用漢字でないで同音の「欠壊」とされました。「欠」は慣用による「缺」の略字ですが、「欠」には物の一部が壊れるの意味があるので、「欠壊」は部分的に破壊されるイメージを持つようになりました。

実際、“公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令”という長い名前の政令には、“堤防の欠壊で破堤の恐れのあるもの”や“〇〇の全壊または欠壊でこれを放置すると著しい被害を生ずる”(〇〇は堰堤、水門、樋管など)という記述があります。